検査法部会における利益相反の防止について

平成27年12月22日農業資材審議会農薬分科会検査法部会決定

本部会における審議を通じて行われる、農薬製剤の製造に用いられる農薬原体が、毒性試験に用いられた農薬原体と同等であるかどうかの確認や、当該農薬原体の複数の製造ロットの成分分析の結果に基づく規格の設定は、その結果又は内容によって、当該農薬登録の申請者に利益又は不利益を及ぼし得るものである。適切な検査方法の設定を通じ、農薬の品質及び安全性を確保していくためには、これらの判断が、その時点において最新の科学的知見に基づき、公平・中立的になされる必要がある。

同様の状況が想定される食品安全委員会や薬事・食品衛生審議会では、自己申告に基づく利益相反の防止の仕組みが設けられており、本部会においても、委員に対し、下記の基準のいずれかに該当がないかどうかの自己申告を審議対象の農薬ごとに別添の様式により求め、利益相反があると考えられる委員については、原則として、当該利益相反に係る審議の行われている間は退席を求めるものとする。なお、審議を行う上で当該委員の知見が重要であると考えられる場合には、部会長の判断により、当該利益相反が審議結果に影響を与えない範囲において、審議に参加させることができるものとするが、この場合においても、当該委員は議決には参加しないものとする。

記

1. 申請資料等の作成への関与

審議対象の農薬の申請者若しくはその関連企業又は同業他社(以下「特定企業」という。この場合における同業他社とは、審議対象の農薬と適用病害虫及び作用機作が類似しており、競合関係にある農薬を製造している又は開発中であるものに限る。)による申請資料の作成に協力(申請資料の作成への技術的助言を含む)した場合。ただし、多数の試験を受託する機関に所属する委員が、通常の業務として試験責任者以外の立場で試験に関与した場合は含まない。

2. 雇用その他の関係

委員又はその家族(配偶者及び一親等の者であって委員と生計を一にする者をいう。 以下同じ。)が過去3年以内に特定企業の役員等に就任していた場合又は特定企業の全 株式の5%以上を保有している場合。

3. 金品の授受

特定企業から過去 3 年間のいずれかの年において取得した金品等(報酬、株式利益、特許使用料、講演料、原稿料、研究費、寄付金等)の合計額が、委員及びその家族にあっては百万円以上、委員が所属する組織にあっては二百万円以上である場合。この場合において、委員が所属する組織が取得した金品等とは、当該委員が実質的に使途を決定し得るものに限るものとする。

検査法部会の委員の利益相反申告書

第○回農業資材審議会農薬分科会検査法部会(平成○年○月○日)における、農薬○○○○(申請者:○○○○)に関する審議事項に対し、私又は私の家族が何らかの利害を有

しており、利益相反となる □ 可能性があります。 □ 可能性はありません。			
利益相反となり得る利害の詳細は以下のとおりです。			
利害の類型(申請資料の作成への関与、雇用 その他の関係、金品等の授受等)	特定企業の名称	裨益者	時期
その他審議における客観性若しくは独立性に影響を及ぼし得る事項:			
上記に開示した情報は正確であり、私の知り得る限り、このほかには、利益相反となり得る事項はありません。以上の状況に変化が生じた場合には、審議の過程において生じた論点に関する利益相反を含め、書面又は口頭で申告します。			
署名:	年月日:		
申告書記入上の留意事項: 1. 申告書は、検査法部会の会合ごとに、審議対象となる農薬別に各一葉記入し、事務局(農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室)に提出する。 2. 「検査法部会における利益相反の防止について」本文に記載の基準に該当する事項があれば、漏らさず記載する。その際、金品等の授受の合計額を具体的に記載する必要はな			

3. 裨益者の欄には、利益相反の基準に該当する利害を有している主体(本人、家族、所

属する組織等)を記入する。